

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和41年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）第23条並びに政令第38条及び児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下「改正政令」という。）附則第4条第10項において準用する政令第23条の規定に基づき、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の申請、貸付けの決定の通知、借用書の提出、償還の手続その他貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項及び改正政令附則第4条第1項に規定する資金（以下「母子福祉資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、母子福祉資金貸付申請書（様式第1号のア）に次に掲げる書類を添えて広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 次の表の左欄に掲げる母子福祉資金の種別ごとに、当該右欄に定める書類</p> <table border="1"><thead><tr><th>資金の種別</th><th>添付書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>結婚資金</td><td>[略]</td></tr><tr><td>特例児童扶養資金</td><td>1 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第16条に規定する児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当の受給者であること及びその受給額が確認できる書類 2 平成14年7月分の児童扶養手当の受給額が確認できる書類</td></tr></tbody></table> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	資金の種別	添付書類	[略]		結婚資金	[略]	特例児童扶養資金	1 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第16条に規定する児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当の受給者であること及びその受給額が確認できる書類 2 平成14年7月分の児童扶養手当の受給額が確認できる書類	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）第23条（<u>政令第38条において準用する場合を含む。</u>）の規定により、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けの申請、貸付けの決定の通知、借用書の提出、償還の手続その他貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する資金（以下「母子福祉資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、母子福祉資金貸付申請書（様式第1号のア）に次に掲げる書類を添えて広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 次の表の左欄に掲げる母子福祉資金の種別ごとに、当該右欄に定める書類</p> <table border="1"><thead><tr><th>資金の種別</th><th>添付書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>結婚資金</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	資金の種別	添付書類	[略]		結婚資金	[略]
資金の種別	添付書類														
[略]															
結婚資金	[略]														
特例児童扶養資金	1 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第16条に規定する児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当の受給者であること及びその受給額が確認できる書類 2 平成14年7月分の児童扶養手当の受給額が確認できる書類														
資金の種別	添付書類														
[略]															
結婚資金	[略]														

(据置期間の延長)

第7条 [略]

2 改正政令附則第4条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、特例児童扶養資金据置期間延長申請書 (様式第9号のイ) に当該申請者の前年及び前々年 (当初の据置期間の最終日の翌日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年及び前々々年) の所得を証明する書類を添えて局長に提出しなければならない。

3 局長は、第1項の規定による母子福祉資金据置期間延長申請書又は前項の規定による特例児童扶養資金据置期間延長申請書を受理したときは、内容を審査し、据置期間を延長することを適当と認めるときは母子福祉資金償還金据置期間延長承認決定通知書 (様式第9号のウ) により、据置期間を延長することを不適当と認めるときは母子福祉資金償還金据置期間延長不承認決定通知書 (様式第9号のウ) により当該申請者に通知するものとする。

(母子福祉資金貸付金の交付)

第8条の2 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金については、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、当月分及び翌月分を交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、その交付期月でない月であっても、交付するものとする。

第8条の3 母子福祉資金貸付金の交付日は、毎月25日 (その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日) とする。ただし、修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金に係る2回目以後の交付日は、交付期月の5日 (その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日) とする。

2 [略]

(母子福祉資金貸付金の増額)

第10条 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金の借受者は、その母子福祉資金貸付金の額が政令第7条第3号から第5号まで若しくは第8号又は改正政令附則第4条第2項の規定による限度額に満たない場合において、特別の事由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において母子福祉資金貸付金の増額を母子福祉資金増額申請書 (様式第12号) に保証人の保証書を添えて局長に申請することができる。

2 [略]

(母子福祉資金貸付金の辞退及び減額)

(据置期間の延長)

第7条 [略]

2 局長は、母子福祉資金据置期間延長申請書を受理したときは、内容を審査し、据置期間を延長することを適当と認めるときは母子福祉資金償還金据置期間延長承認決定通知書 (様式第9号のイ) により、据置期間を延長することを不適当と認めるときは母子福祉資金償還金据置期間延長不承認決定通知書 (様式第9号のイ) により当該申請者に通知するものとする。

(母子福祉資金貸付金の交付)

第8条の2 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金については、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、当月分及び翌月分を交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、その交付期月でない月であっても、交付するものとする。

第8条の3 母子福祉資金貸付金の交付日は、各月25日 (その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日) とする。ただし、修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金に係る2回目以後の交付日は、交付期月の5日 (その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日) とする。

2 [略]

(母子福祉資金貸付金の増額)

第10条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の借受者は、その母子福祉資金貸付金の額が政令第7条第3号から第5号まで又は第8号の規定による限度額に満たない場合において、特別の事由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において母子福祉資金貸付金の増額を母子福祉資金増額申請書 (様式第12号) に保証人の保証書を添えて局長に申請することができる。

2 [略]

(母子福祉資金貸付金の辞退及び減額)

第11条 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金の借受者は、局長に将来に向かって母子福祉資金貸付金を受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出るときは、母子福祉資金貸付辞退（減額）申出書（様式第13号。以下「辞退（減額）申出書」という。）によらなければならない。

（一時償還の請求）

第14条 知事又は局長は、政令第16条（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）の規定により母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を決定したときは、母子福祉資金一時償還請求書（様式第18号）により請求するものとする。

（償還金の支払猶予の申請等）

第15条の2 政令第19条第1項又は改正政令附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予を受けようとするときは、母子福祉資金支払猶予申請書（様式第20号。以下「支払猶予申請書」という。）に同項各号に該当することを証する書類を添えて、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

2 [略]

（貸付けの停止）

第21条 借受者は、政令第12条第1項各号、第2項各号若しくは第3項各号又は改正政令附則第10条第6項各号に該当するとき（第19条に規定する場合を除く。）は、母子福祉資金借受者資格喪失届（様式第31号）を局長に提出しなければならない。

2 [略]

様式第7号のイ（第6条、第32条関係）

[略]

年 月 日付けで申請のあった母子（寡婦）福祉資金については、次のとおり貸付けを決定しましたから通知します。ただし、修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金であつて、翌年度以降に継続して貸付けを行うものについては、当該年度の歳出予算の議決によって貸し付けるものとします。

なお、同封の母子（寡婦）福祉資金借用書に必要な事項を記載押印し、提出してください。

[略]

第11条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の借受者は、局長に将来に向かって母子福祉資金貸付金を受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出るときは、母子福祉資金貸付辞退（減額）申出書（様式第13号。以下「辞退（減額）申出書」という。）によらなければならない。

（一時償還の請求）

第14条 知事又は局長は、政令第16条の規定に基づき母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を決定したときは、母子福祉資金一時償還請求書（様式第18号）により請求するものとする。

（償還金の支払猶予の申請等）

第15条の2 政令第19条第1項の規定に基づく償還金の支払猶予を受けようとするときは、母子福祉資金支払猶予申請書（様式第20号。以下「支払猶予申請書」という。）に同項各号に該当することを証する書類を添えて、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

2 [略]

（貸付けの停止）

第21条 借受者は、政令第12条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に該当するとき（第19条に規定する場合を除く。）は、母子福祉資金借受者資格喪失届（様式第31号）を局長に提出しなければならない。

2 [略]

様式第7号のイ（第6条、第32条関係）

[略]

年 月 日付けで申請のあった母子（寡婦）福祉資金については、次のとおり貸付けを決定しましたので、通知します。ただし、修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金であつて、翌年度以降に継続して貸付けを行うものについては、当該年度の歳出予算の成立後に、当該予算に基づいて貸し付けるものとします。

なお、同封の母子（寡婦）福祉資金借用書に必要な事項を記載押印し、提出してください。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第9号のイを削る。

改正前	改正後														
<p>様式第9号のウ（第7条、第33条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="142 282 778 622"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>合計据置期間</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td><u>特例児童扶養資金については、据置期間中に当該延長の理由が解消した場合には、据置期間を変更します。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]		合計据置期間	[略]	備考	<u>特例児童扶養資金については、据置期間中に当該延長の理由が解消した場合には、据置期間を変更します。</u>	[略]		<p>様式第9号のイ（第7条、第33条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="833 282 1461 622"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>合計据置期間</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]		合計据置期間	[略]	[略]	
[略]															
合計据置期間	[略]														
備考	<u>特例児童扶養資金については、据置期間中に当該延長の理由が解消した場合には、据置期間を変更します。</u>														
[略]															
[略]															
合計据置期間	[略]														
[略]															
<p>様式第18号（第14条、第37条関係）</p> <p>[略]</p> <p>あなた（貴団体）に対する母子（寡婦）福祉資金の貸付については、次の理由により <u>（児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第4条第10項において準用する）母子及び寡婦福祉法施行令（第38条において準用する同令）第16条第 号の規定に該当するので、次のとおり貸付金を一時償還するよう請求します。</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第18号（第14条、第37条関係）</p> <p>[略]</p> <p>あなた（貴団体）に対する母子（寡婦）福祉資金の貸付については、次の理由により母子及び寡婦福祉法施行令（第38条において準用する同令）第16条第 号の規定に該当するので、次のとおり貸付金を一時償還するよう請求します。</p> <p>[略]</p>														
<p>様式第31号（第21条、第41条関係）</p> <p>[略]</p> <p>私は、次のとおり母子（寡婦）福祉資金を借用しておりますが、この度、母子及び寡婦福祉法施行令（第38条において準用する同令）第12条第 項第 号 <u>（児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第4条第6項第 号）</u> に該当する事由が生じたので <u>お届けします。</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第31号（第21条、第41条関係）</p> <p>[略]</p> <p>私は、次のとおり母子（寡婦）福祉資金を借用しておりますが、この度、母子及び寡婦福祉法施行令（第38条において準用する同令）第12条第 項第 号に該当する事由が生じたので、<u>届け出ます。</u></p> <p>[略]</p>														
<p>様式第32号（第21条、第22条、第42条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 1675 772 2056"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>貸付停止の理由</td> <td>母子及び寡婦福祉法施行令第12条第 項第 号に該当するため <u>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第4条第6項第 号に該当するため</u> め 母子及び寡婦福祉法施行令（第38条に</td> </tr> </table>	[略]		貸付停止の理由	母子及び寡婦福祉法施行令第12条第 項第 号に該当するため <u>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第4条第6項第 号に該当するため</u> め 母子及び寡婦福祉法施行令（第38条に	<p>様式第32号（第21条、第22条、第42条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="839 1675 1461 2056"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>貸付停止の理由</td> <td>母子及び寡婦福祉法施行令第12条第 項第 号に該当するため 母子及び寡婦福祉法施行令（第38条に</td> </tr> </table>	[略]		貸付停止の理由	母子及び寡婦福祉法施行令第12条第 項第 号に該当するため 母子及び寡婦福祉法施行令（第38条に						
[略]															
貸付停止の理由	母子及び寡婦福祉法施行令第12条第 項第 号に該当するため <u>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第4条第6項第 号に該当するため</u> め 母子及び寡婦福祉法施行令（第38条に														
[略]															
貸付停止の理由	母子及び寡婦福祉法施行令第12条第 項第 号に該当するため 母子及び寡婦福祉法施行令（第38条に														

	おいて準用する同令) 第13条第 号に 該当するため		おいて準用する同令) 第13条第 号に 該当するため
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の母子及び寡婦福祉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に交付し、又は提出する通知書等又は届について適用し、同日前に交付し、又は提出した通知書等又は届については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。